

新潟市資源再生センター条例

平成7年12月26日

条例第53号

(設置)

第1条 廃棄物の減量，再資源化及び再生利用を図り，快適な生活環境づくりと資源循環型社会の形成に資するため，新潟市資源再生センター（以下「センター」という。）を新潟市東区下木戸3丁目4番2号に設置する。

(施設)

第2条 センターに，次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示ホール
- (2) 大研修室
- (3) 研修室
- (4) 実習室
- (5) 講座室

(事業)

第3条 センターは，第1条に規定する目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量，再資源化及び再生利用に係る情報の提供等に関すること。
- (2) 廃棄物の減量，再資源化及び再生利用に係る講座，講演会及び不用品交換会等の開催に関すること。
- (3) 廃棄物の再生，展示及び提供に関すること。
- (4) 大研修室，研修室，実習室又は講座室（以下「大研修室等」という。）を廃棄物の減量，再資源化又は再生利用に係る活動のための利用に供すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は，次に掲げるとおりとする。ただし，第16条に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせる上で必要があると認める場合は，規則で定めるところにより，休館日を開館日とすることができる。

- (1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は，その翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず，市長が特に必要があると認める場合は，臨時に休館日を変更することができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は，午前9時から午後5時までとする。ただし，第16条に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせる上で必要があると認める場合は，規則で定めるところにより，開館時間を繰り上げ，又は閉館時間を繰り下げることができる。

2 前項に規定にかかわらず，市長が特に必要があると認める場合は，臨時に開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 大研修室等を利用しようとするものは，あらかじめ，市長の許可を受けなければ

ならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大研修室等の利用を許可しない。

- (1) 大研修室等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 大研修室等を営利を目的として利用するおそれがあると認められる場合
- (3) 大研修室等の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める場合
(利用の取止めの申出)

第8条 大研修室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、大研修室等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第9条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規則による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びセンターの入場者（以下「利用者等」という。）に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の不徴収)

第11条 大研修室等の利用については、使用料は徴収しない。

(許可外の利用の禁止)

第12条 利用者は、大研修室等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第13条 利用者等は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為をすること。
- (2) 施設又は設備を損傷する行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(特別の設備の制限)

第14条 利用者は、大研修室等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、施設及び設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむをえない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第17条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

(1) センターの平等利用が確保されること。

(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 大研修室等の利用の許可に関する業務

(2) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(3) 第10条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。